嚣 内

内 閣 内閣感染症危機管理統括庁 内閣感染症危機管理監 内閣総理大臣 ※ 内閣総理大臣が内閣官房副長 官の中から指名する者をもっ 玉 務 臣 大 て充てる。 国務大臣は、16人以内と し、特別に必要がある場 内閣感染症危機管理監補 (1人) 合においては、3人を限度 内閣総理大臣が内閣官房副長官 補の中から指名する者をもって によいでは、3人を限度 にその数を増加し、19人 以内とすることができる (復興庁、国際博覧会推 進本部が置かれている間 (1人) 内閣感染症危機管理対策官 (における人数を含む。) 厚生労働省の医務技監をもって充て 国家安全保障局 (1,547)内 閣 官 房 国家安全保障局長 ※ 内閣官房長官 国家安全保障局次長 3人、内閣総理大臣が内 閣官房副長官補の中から指名する者及び内閣サイ 内閣官房副長官 バー官をもって充てる。 (3人) ※ 内閣総務官室 ◎ 内閣危機管理監 (1人) ※ 内 閣 総 務 官 (1人) 総理大臣官邸事務所長 内閣総理大臣補佐官 (1人) 公文書監理官 (5人以内を置くことが できる)※ (1人、充て職) 秘 官 (16人) ※ 内閣官房副長官補 (3人)※ 内 閣 広 報官 内閣広報室◎ (1人)※ 内 閣 情 官 内閣情報調査室 (1人)※ 内閣衛星情報センター 所 長 (1人) 内閣サイバー官 国家サイバー統括室 ◎ (1人)※ 内 閣 人 事 局

内閣人事局長

「内閣総理大臣が内閣官房副

長官の中から指名する者をもって充てる。

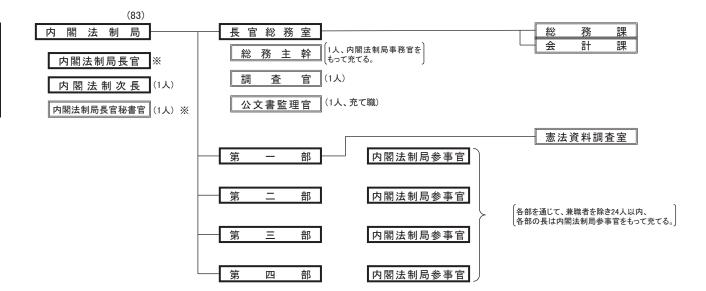
人事政策統括官

(3人、うち1人充て職)

内 閣 審 議 官

併任の者を除き80人であり、うち46 人は内閣総理大臣が特に必要と認 める場合に置かれるもので、また、 上記46人以外のうち、43人は令和8 年3月31日まで、1人は郵政民営化 法(平成17年法律第97号)第8条に 規定する移行期間の末日まで置か れるものとする。

併任の者を除き111人(当分の間 110人)であり、うち32人(当分の間 31人)は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。



国家安全保障会議 事態対処専門委員会

議 (内閣総理大臣をもって充てる。) 委員長 (内閣官房長官をもって充てる。) 長

議 (国家安全保障会議設置法第5条に規定する国務大臣をもって充てる。) 委 (内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。)

幹 事 (内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。)

都市再生本部

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

副本部長 (国務大臣をもって充てる。)

(本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

委員 (10人以内、優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する(非常勤)。)

副本部長 (国務大臣をもって充てる。)

本部員 (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

知的財産戦略本部

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

副本部長 (国務大臣をもって充てる。)

(次に掲げる者をもって充てる。①本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣、②知的財産の創造、 保護及び活用に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する者(10人以内、非常勤)) 本部員

地球温暖化対策推進本部

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

副本部長 (内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣をもって充てる。)

(本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

地域再生本部

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

副本部長 (国務大臣をもって充てる。)

本部員 (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

郵政民営化推進本部 郵政民営化委員会 事 務 局

(移行期間の末日まで置かれるものとする。)

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。) 委員長 (委員の互選により選任する。) 事務局長 (関係のある他の職を占める者をもって充てる。)

(5人、優れた識見を有する者のうちから 内開総理大臣が任命する(非常動)。) 次長 (2人、関係のある他の職を占める者をもって充てる。) | (内閣官房長官、郵政民営化担当大臣、内閣府 特命担当大臣(金融)、総務大臣、財務大臣及び国土交通大臣をもって充てる。)

本部員 (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

(関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。)

参事官 (3人、関係のある他の職を占める者をもって充てる。)

4

中心市街地活性化本部

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

副本部長 (国務大臣をもって充てる。)

本部員 (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

道州制特別区域推進本部

参 与 会 議

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

参

副本部長 (国務大臣をもって充てる。)

(本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

総合海洋政策本部

与 슾 議

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

参 (12人以内、優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する(非常勤)。)

副本部長 (内閣官房長官及び海洋政策担当大臣をもって充てる。)

(本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

宇宙開発戦略本部

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

副本部長 (内閣官房長官及び宇宙開発担当大臣をもって充てる。)

(本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

総合特別区域推進本部

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

■本部長 (内閣官房長官及び総合特別区域担当大臣をもって充てる。)

(本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

原子力防災会議

局

議 長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

事務局長 (環境大臣をもって充てる。) (内閣官房長官、環境大臣、内閣官房長官及び環境大臣以外の国 長 (2人以内、関係のある他の職を占める者をもって充てる。) 次

事

務大臣のうちから内閣総理大臣が指名する者並びに原子力規制委 員会委員長をもって充てる。)

審議官 (2人以内、関係のある他の職を占める者をもって充てる。)

議 (次に掲げる者をもって充てる。①議長及び副議長以外の全ての国 務大臣並びに内閣危機管理監、②内閣官房副長官、環境副大臣 員 若しくは関係府省の副大臣、環境大臣政務官若しくは関係府省の 大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内 閣総理大臣が任命する者)

参事官 (8人以内、関係のある他の職を占める者をもって充てる。)

国土強靱化推進本部

国土強靱化推進会議

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

(学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する議長及び委員20人 以内(非常勤)。)

副本部長 (内閣官房長官、国土強靭化担当大臣及び国土交通大臣をもって充てる。) ┃

本部員 (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

健康•医療戦略推進本部

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

■本部長 (内閣官房長官及び健康・医療戦略担当大臣をもって充てる。)

(本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

水循環政策本部

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

■ 本部長 (内閣官房長官及び水循環政策担当大臣をもって充てる。)

本部員 (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

まち・ひと・しごと創生本部

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

副本部長 (国務大臣をもって充てる。)

本部員 (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

サイバーセキュリティ戦略本部

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

副本部長 (国務大臣をもって充てる。)

本部員 (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

特定複合観光施設区域整備推進本部

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

副本部長 (国務大臣をもって充てる。)

本部員 (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣及び カジノ管理委員会委員長をもって充てる。)

本部長補佐 (5人以内、内閣官房副長官、内閣官房副長官補又 は内閣総理大臣補佐官のうちから、内閣総理大臣 が指名する者をもって充てる。)

特定複合観光施設区域整備推進会議

議 長 (委員の互選により選任する。)

委 員 (20人以内、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する(非常勤)。)

事務局

事務局長 (関係のある他の職を占める者をもって充てる。)

次 長 (1人、関係のある他の職を占める者をもって充てる。)

審 議 官 (5人以内、関係のある他の職を占める者をもって充てる。)

参事官(10人以内、関係のある他の職を占める者をもって充てる。)

ギャンブル等依存症対策推進本部

ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

本部長 (内閣官房長官をもって充てる。)

会長 (委員の互選により選任する。)

員

副本部長 (国務大臣をもって充てる。)

(次に掲げる者をもって充てる。①国家公安委員会委員長、②内閣府特命担当大臣(金融)、③内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、④総務大臣、⑤法務大臣、⑥文郎科学大臣、⑦厚生労働大臣、⑧農林水産大臣、⑨経済産業大臣、⑪国土交通大臣(①~⑩の者にあっては、副本部長に充てられたものを除く)、⑪一(⑪に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣

(20人以内、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する(非常勤)。)

アイヌ政策推進本部

本部員

本部長 (内閣官房長官をもって充てる。)

副本部長 (国務大臣をもって充てる。)

(次に掲げる者をもって充てる。①法務大臣、②外務大臣、③文部科学大臣、④厚生労働大臣、⑤農林水産大臣、⑥経済産業大臣、⑦国土交通大臣、⑧環境大臣(① ~ ⑧に掲げる者にあっては、副本部長に充てられたものを除く)、⑨①~⑧に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者)

国際博覧会推進本部(令和8年3月31日まで置かれるものとする。)

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

副本部長 (内閣官房長官及び国際博覧会担当大臣をもって充てる。)

本部員 (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

新型インフルエンザ等対策推進会議

(委員の互選により選任する。) 議 長

(35人以内、感染症に関して高い識見を有する者その他の学識 経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する(非常勤)。)

船舶活用医療推進本部

事務局

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

事務局長 (関係のある他の職を占める者をもって充てる。)

副本部長 (国務大臣をもって充てる。)

長 (3人以内、関係のある他の職を占める者をもって充てる。)

本部員 (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

参事官(5人以内、関係のある他の職を占める者をもって充てる。)

認知症施策推進本部

認知症施策推進関係者会議

本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。)

숲 長 (委員の互選により選任する。)

■ 副本部長 (内閣官房長官、健康・医療戦略担当大臣及び厚生労働大臣をもって充てる。)

本部員 (本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。)

委 員 (20人以内、認知症の人及び家族等、認知症の人の保健、医療 又は福祉の業務に従事する者その他関係者のうちから、内閣 総理大臣が任命する(非常勤)。)

人 事 院

